

# 下野市議会議員選挙

投票日は4月23日(日)  
午前7時～午後8時

下野市議会議員選挙は4月23日(日)が投票日です。下野市のまちづくりを託す代表者を選出する大切な選挙です。必ず投票に行きましょう。

## 立候補できる人

### ○年齢要件

平成18年4月23日現在で、満25歳以上である人(昭和56年4月24日以前に生まれた人)

### ○住所要件

選挙期日(4月23日)現在において、引き続き3カ月以上、下野市に住所を有する人

## 投票できる人

### ○年齢要件

平成18年4月23日現在で、満20歳以上である人(昭和61年4月24日以前に生まれた人)

### ○住所要件

平成18年1月15日までに転入の届出をし、下野市に引き

続き住んでいる人(ただし、投票日までに転出した人は投票できません)

※年齢要件、住所要件とも

に当てはまる必要があるです。

## 立候補・投票ができない人

①成年被後見人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わらない人

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人(刑の執行猶予中の者を除く)

④公職中に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない人や、執行猶予中のの人

⑤法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行猶予中のの人

⑥公選法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権・被選挙権が停止されている人

⑦政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権・被選挙権が停止されている人

## 入場券を忘れずに

入場券は、はがきで1人に1枚ずつ郵送しますので、忘れずに持参してください。なお、お手元に届かない場合は選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 投票時間と投票所

投票時間は午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ時間に余裕を持ってお出かけください。市内には投票所が28カ所あります。投票所の一覧は次のページのとおりです。

## 期日前投票制度

投票日の当日、仕事やレジャー、旅行などで投票ができない人は期日前投票ができます。期日前投票の時間、場所等は次のとおりです。

### ○投票期間・時間

4月17日(月)から4月22

日(土)までの、午前8時30分から午後8時まで

### ○場所

・国分寺公民館1階  
・石橋庁舎1階  
・南河内庁舎別館会議室

### ○持参するもの

入場券がお手元に届いている方はお持ちください。期日前投票は3施設どこでも投票することができます。

(注)投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

## 不在者投票制度

### ○他の市町村での不在者投票

仕事などの都合により滞在先の選挙管理委員会では不在者投票をされる方は、下野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ○病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

栃木県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。この場合は、施設管理者に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

### ○郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定基準以上の障害があると認められる場合、あるいは介護保険法による要介護者で区分が「要介護度5」である場合などは、郵便等による不在者投票ができます。さらに身体障害者手帳、戦傷病者手帳を受けている方で、一定基準以上の障害があると認められている場合には、代理記載制度もあります。これら郵便等による不在者投票をする場合には、あらかじめ下野市選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」が必要になりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

### ■開票について

開票は、4月23日の午後9時から石橋体育センターで行います。

### ◎問い合わせ先

下野市選挙管理委員会

☎(40)55662